

○山口県立大学プレ社会体験学生スタッフ制度実施要領

(平成20年4月1日要領第20-5号)  
改正 平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県立大学プレ社会体験学生スタッフ制度(以下「学生スタッフ制度」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生スタッフ制度は、山口県立大学(以下「本学」という。)の学生(学部学生及び特に認める大学院生をいう。同じ。)が、山口県立大学プレ社会体験学生スタッフ(以下「学生スタッフ」という。)としてプレ社会体験を通して、総合的人間関係力の向上を図るとともに、その活動に対して奨励費を支給することにより、経済的支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「プレ社会体験」とは、大学及びそれを取り巻く地域社会を現実の社会の前段階(プレ社会)として捉え、このプレ社会を通じて、学生が大学や地域社会の要請に応じて様々な取組を行うことにより、学生同士及び世代や職種の異なる多くの人々と関わり、自主・自立の精神を養うための体験をいう。

(活動内容)

第4条 学生スタッフは、学生活動支援センター(以下「センター」という。)の職員及び関係教員の指導の下に、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 公的活動

入学式、卒業式、オープンキャンパス、大学広報活動、学内環境整備、図書館司書業務等の本学が選定した公的業務の補助

(2) 地域活動

大学と地域との連携に寄与するものとして本学が認定したもの

(3) 学習支援活動

留学生支援・障害学生支援・下級生支援等の本学が選定した学修に係わる支援業務

(4) その他

センター所長が特に必要と認める活動及び業務の補助

(応募資格)

第5条 学生スタッフへの応募資格を有する者は、勉学及び本学が行う活動について意欲があり、責任を持って参加することができるとともに、指導教員(以下「チューター」という。)の推薦を有する学生とする。

(応募方法)

第6条 学生スタッフとしての活動を希望する学生は、応募申込書をセンター所長に提出するものとする。

(選考・決定)

第7条 センター所長は、当該学生のチューター及びゼミ担当教員等の意見を聞いた上で選考し、当該学生へ選考結果を通知する。

(活動期間)

第8条 学生スタッフの活動期間は、1年以内とする。

(活動時間)

第9条 学生スタッフの活動時間は、原則として月25時間以内とし、当該学生の授業及び研究に支障の生じない範囲とする。ただし、長期休業期間中はこの限りではない。

2 21時以降の活動は認めない。

(実績報告書の提出)

第10条 学生スタッフは、当該活動の終了後、活動実績報告書をセンター所長に提出しなければならない。

(奨励費等)

第11条 学生スタッフの活動については、予算の範囲内において、奨励費を支給するものとする。

2 旅費は、原則支給しない。

(遵守事項)

第12条 センター職員は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 学生スタッフの選考については、公平・公正に行うこと。

(2) 学生スタッフに対して、学生スタッフ制度の趣旨、活動内容等の周知を図り、必要な教育・研修を行うこと。

(3) 学生スタッフに対して随時、適切な指示、助言等を行うこと。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、学生スタッフ制度について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。